

生活のきまり

鳥栖市立田代中学校

【目的】

この生活のきまりは、生徒一人一人の人権や個性及び多様性を尊重する態度、社会の一員として社会規範を守る態度を身に付けることを目的とし、生徒が安心・安全な学校生活を送るとともに、健全な成長を育むことを目的として生徒、教師、学校運営協議会（保護者代表を含むコミュニティスクール）等の協議をもとに、学校が校長の責任の下で制定したものである。田代中の生徒たちが、規則やマナーを守って楽しい学校生活を送り、健やかに育っていくために、今後も、生徒の意見がこの生活きまりに反映されるよう、絶えず見直すよう努める。

1 登下校時刻と遅刻・早退

(1) 登校時刻・遅刻・早退について

- ① 授業のある日は、8時15分までに教室に入り、自分の席に座る。朝8時前後の学校付近は、特に混雑するため、交通事故防止の観点から少し早めの余裕をもった登校を推奨する。
- ② 遅刻は、8時15分のチャイムの鳴り終わりまでに自席に着席していない生徒が記録される。
8時30分を過ぎて登校した生徒は、電話等連絡の有無に関わらず、職員室に立ち寄って出入口にある「遅刻連絡カード」を記入し、職員室の学年職員に手渡す。
- ③ 早退は、諸事情により課業中で下校する生徒が記録される。

(2) 下校について

- ① 帰りの会終了後、速やかに下校する。課後の活動（部活動、生徒会活動、その他の事情）をした後の下校時刻は、「部活動規定」で定めた時刻（日没時刻を目途に明るいうちに帰宅することが基準）までとする。
- ② 防犯のために、「防犯ブザー」を持って登下校することを推奨する。
- ③ 部活動のない日などに一斉下校させる際は、交通混雑による事故を防止するため、学年毎の「時差下校」を指示する。

2 学校生活に関するもの

(1) 制服A規定【新制服導入前】

- ▶学校指定の制服を着用し、清潔にして、正しく着こなす。
- ▶現制服から新制服（R5～）への移行期間中（令和9年度まで）に現制服を着用する場合は、この「制服A規定」の下で着用するものとする。
- ▶【衣替え：AB規定共通】夏服⇒冬服の衣替えは、適切な時期を学校で推奨するものの、原則、各個人で寒暖を判断して衣替えしてよい。防寒着・具を着用するかどうかの判断も同様とする。
- ▶休日や長期休業中に部活動等で登下校する際や下校後に再登校する際も、この「生活のきまり」で指定された制服等で来校するものとする。

《男子》

- ① 黒の標準学生服とし、変形服は認めない。
- ② ズボンはノータックのストレートタイプとし、上衣は、襟カラーを付ける。（埋め込み式も可）
- ③ ベルトは、幅2～3cm程度のもので、柄入りでなく、黒・紺・茶系統の色を基調としたものを使用する。おしゃれ感覚では使用しない。

④ 夏服は、指定の白半袖シャツとする。裾はズボンの中に入れて、身だしなみを整える。

《女子》

- ① 冬服・夏服ともに学校指定のセーラー服（冬服は、白のネクタイ付き）を着用する。
- ② セーラー服の長さは、身動きしても下着が見えない程度にする。
- ③ スカート丈は、ひざが見えない程度にする

《制服の下に着用するもの》

- ① 冬服の下には、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの無地（柄入りは、握りこぶし程度のワンポイントまで可）のシャツ等を着用する。
- ② カーディガン等を着用し、フード付きのものは着用しない。
- ③ 夏の制服の下には、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュの下着・肌着（Tシャツやキャミソール、タンクトップ等）を着用する。肌着には、ボーダーや水玉などの柄入りは認めない。

《防寒具・防寒着》

- ① 登下校時の防寒着には、田代中指定のジャージ又は部活動指定のウインドブレーカーを着用する。市販のコート・ジャンパーで、安全上支障がないものも着用してよい。マフラー・手袋・ネックウォーマーも同様とする。利用期間については、大まかな期間のみ学校から指示することがある。
- ② マフラー・手袋・ネックウォーマーについては、白、黒、紺、茶色、灰色を基調とした色調のものとし、マーク入りは、袖や胸の目立たないワンポイントまでとする。おしゃれ感覚では使用しない。
- ③ 原則、いずれも登下校時のみ使用し、室内では使用しない。昇降口での脱着が望ましいが、登校後教室までは着ていてもよい。下校時も教室から防寒着を着用してよい。ただし、職員室に立ち寄ったり、他教室に移動したりするなどの場合は着用せず、公の場に等しく、正しく着用する。
- ④ 風邪をひくなどして身体への配慮が必要な場合は、担任等に許可を得て制服の上から学校指定のジャージを着用することができるものとする。
- ⑤ 特に寒さが厳しい場合、その他気象状況に応じて、移動教室や体育館での防寒着や防寒具等の利用を許可したりするなど、大いに考慮する。

(2) 制服B規定 [新制服]

- ▶ 新制服は、暑さ・寒さ、多様性（性差なしモデル）、機能性、安全性などへの対応と市内全体でリユースできるもの等を主な目的にして、令和5年度から市内共通デザイン（右写真：ブレザータイプ）を導入したものである。「鳥栖市標準服」のタグ（右参照）が付いたデザインの制服を着用する。鳥栖市内の4つの販売店のいずれでも購入できる。（今後、販売店拡大の可能性有り）



- ▶ 新制服への移行期間（R 5～9年度）を5年間設定する。この間に入学した生徒は、旧制服（いわゆるお現制服のお下がり）を着ることもできる。また、令和4年度以前の入学生徒も新制服を着用することができる。

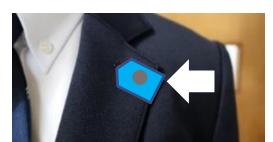


- ① ネクタイとリボン ※着用はワンタッチ式

ア ネクタイ又はリボンのいずれかを選択し、冬服のときは、常時着用する。

- ② 冬服のカラータブ（1校1色）+タブ留めバッジ

ア 冬服の時は、常時着用する。[右図]



イ 鳥栖市内中学校別に色分けしており、田代中は「みず色」とする。

※《参考》色分けは、鳥栖中：えんじ色 基里中・だいだい色、鳥西中：みどり色

③ 夏服ポロシャツ [右図]

ア 白色と紺色の2種類があり、どちらを選択してもよい。

イ ポロシャツ裾は、ズボンやスカートの中に入れなくてもよい。
それを前提にした裾丈になっている。



④ 防寒着

ア ブレザーの上に着る防寒着は、現制服のA規定による。

イ 校内（教室内）では着用しない。ただし、状況（冬季の体調不良など）により学校指定のジャージ着用を許可することはある。



ウ ブレザーの下に着る防寒着は、Vネックのニットベスト [右図]、Vネックの袖有りニット（前留めのカーディガンタイプではない）とし、色は、白（クリーム）・紺・グレー・黒の無地単色とする。制服販売店で推奨品の取扱い有り、市販のものでも可。

(3) [頭髪・眉について]

令和6年 4月～（校則検討後）

[決まり]

- ・学校生活（学習時、運動時）を送る上で支障がない髪型にする。
- ・装飾物（ピン・ゴムなど）は安全が確保された物を使用する。
- ・眉への加工、髪の染色、整髪料の使用、脱色などがあれば個別指導の対象とし、保護者への連絡・連携の下で、継続的な指導・観察を行う。
- ・特別な事情がある場合は、校長の承認を受けた場合のみ許可することがある。

[田代スタイル]

公の場で通用する身なりをしよう

- ・清潔な状態を維持しよう。
→同じ空間を近い距離で使用するため
- ・髪が目にかかるないようにしよう。（ピンで留める）
→目の健康のため
→目を見て話すコミュニケーション力の向上のため
→誰かわかるようにするため
- ・髪が肩にかかるないようにしよう。（後頭部で結ぶ）
→学習の妨げ防止のため
→抜け毛等による衛生面の悪化防止のため
- ・何度も手直しが必要ないようにしよう。
→学習の妨げ防止のため
→抜け毛等による衛生面の悪化防止のため
- ・ピンやゴムは目立たない色にしよう。
→様々な場面に通用するため
→周りの集中の妨げにならないようにするため

(4) [通学靴・上履きと靴下及び体操服等について]

- ① 通学靴は、保健体育等で使用するため、ひも付き白（単色）の運動靴（ジョギングシューズタイプ）とする。靴柄は、かかと又はタンの部分にワンポイントまでのもの。〔下図〕



【かかと部のワンポイント】



【タン部のワンポイント】

- ② 上履きは、学校指定のものとする。※学年毎に色を決めたもの（緑色、青色、赤色）
③ 靴下は、白色、黒色、紺色無地を着用する。ハイソックスも可。柄は、小さめのもの（ワンポイント程度の（両側、アキレス腱部は可）までとする。なお、靴下は長さが、かかとから膝にかけて10cm以上あることを原則とし、くるぶしソックスは着用しない。
④ 冬期、女子は黒タイツを着用してよい。ただし、柄入なしで、80デニール以上の薄すぎないものとする。ただし、保健体育の授業では、タイツを脱ぎ、靴下に履き替える。
⑤ 保健体育等の授業、体育大会等の学校行事及び部活動等の活動において着用する体操服、ジャージ、帽子及び体育館シューズは、学校指定のものとする。

(5) [バッグ類・学習用具について]

- ① カバンは、学校指定のスクールバッグ（リュックタイプ）を使用する。荷物が入らない場合は校名入りの手提げ型スクールバッグ（セカンドバッグ）を使用する。原則として（安全上）、教科書等の持ち運びはリュック型のスクールバッグを、体操服等は手提げ型のセカンドバッグ（いずれも学校指定のもの）を使用する。
② スクールバッグに付けるキーホルダー等は、目印の役目を果たすため、持ち運びのじやまにならないよう、こぶし程度の大きさまでのものを1つだけ付けることができる。
③ 荷物の過剰重量による安全・健康面の負担を考慮し、「置き道具リスト」を各学年で指示するが、指示されたもの以外の学習用具は、家庭学習のためにも、原則として持ち帰る。

(6) [給食配膳時の服装]

- ① 給食時は衛生面から全員マスクを着用する。
② 給食当番は帽子、エプロンを着用して配膳する。
※その他、詳細は給食部で別途定め、指示する。

(7) [その他・持ち物・不要物について]

- ① お菓子やマンガ本・雑誌・ゲーム類、ピアス・ネックレス・ミサンガ等の装飾品など、学校生活に不要なものは持ってこない。違反した場合は、原則、学校で一旦預かり、保護者に返却する。
② 通常必要でないものを授業や放送用（CDなど）に持参する場合は、事前に担任等に申し出て許可を得ておく。
③ 個人の通信機器（情報端末・スマートフォン等）の学校への持ち込みは、原則禁止する。特別な事情がある場合には、校長の承認を受けた場合のみ許可することがある。〔持ってくる際は朝、職員室に行って担任等に預ける等の条件付きでの許可〕
④ 日焼け止めクリーム、制汗剤、消臭剤、リップクリーム、ハンドクリームは、次のきまりを守って使用する。

- ア 制汗剤、消臭剤の利用は、体操服⇨制服への着替えを前提として、無色、無臭のものを利用する。スプレータイプは不可。
- イ 自宅又は学校の更衣場所で塗り、授業中には扱わない。拭き取り後のシート等は、持ち帰る。
- ⑤ クシ、鏡などは持ち歩かず、使う場所と場面を考えて使用する。また、夏場にタオルを、熱中症予防の観点や水泳の授業等で使用できる時期を設けることがあるが、その際は、首にかけたり手に持ったりしたままハンカチ代わりとして手洗い、汗ふきなどには使用しない。
- ⑥ スポーツ飲料について
- ア 必要に応じ、期日・期間を決めて利用を推奨していく。(5月から9月の熱中症等が心配される時期、土日曜日の部活動、体育大会練習期間中、長期休業中など)
- イ ペットボトルで持ってきてても良いが、ペットボトルは、学校のゴミ箱に捨てずに、各自家庭に持ち帰り処分すること。

3 学校以外での生活

登下校中を含め学校以外での生活は、基本的に「学校管理外」であり保護者の指導・管理及び責任の下で、安全かつ健康的な生活が営まれるべきものである。特に、以下については、広く学校生活に通じる部分があり、また、佐賀県生徒指導連盟協議会の共通実践事項に係るものもあることから、学校としての判断基準・推奨基準を示すものとする。保護者の皆様には、犯罪被害防止・健全育成の観点から、是非御参考の上、ご理解とご協力をお願いしたい。

※学校管理外で発生した子ども同士のトラブルは、原則、その保護者同士の相互の話し合いによって解決いただきますことを、予めご了承ください。

(1) 外出について

- ① 外出の際は、犯罪被害防止・健全育成の観点から、清潔感があり、派手さを避けた服装を心がける。また、防犯のために、防犯ブザーを持って外出することを推奨し、明るいうちに帰宅する。
- ② 保護者同伴以外は、夜間の外出・外泊をしない。(許可だけでは不可)
- ③ 犯罪被害・加害の防止の観点からインターネットカフェ、まんが喫茶への出入りは禁止とする。
- ④ 映画館・ボウリング場、ゲームセンター(プリクラを含む)、カラオケボックスなどの遊戯場へ行くときは保護者同伴が望ましい。生徒同士で行く場合は、保護者の許可の下、日没までには帰宅する。

(2) 事故・問題行動の防止について

- ① 情報端末を持たせる際は、情報モラルを理解させた上でフィルタリングを施し、保護者が利用状況を定期的に点検して管理ください。未成年者の端末の所持名義は保護者です。お子様に遠慮される必要はありません。したがって、スマートフォン等に関わる友人間のトラブルは、原則、その保護者同士で解決していただきます。
- ② 安全確保の観点から自転車に乗るときは、常にヘルメットを着用する。[交通規定]
- ③ 保護者もしくは責任ある指導者が同伴して行うことが望ましいとされること
ア 海水浴、登山、キャンプ、スキー、花火など
- ④ その他、注意が必要な行動等
ア 法律や条例等で禁止されている行為〔処罰の対象です〕
イ インターネットやメール、SNS等で知り合った見知らぬ人と連絡を取ったり会ったりすること
ウ SNS等で私的(個人的)な写真・動画を無断で公開、拡散させること
エ 公園などの公共施設での迷惑行為
オ 刃物、モデルガン(エアガン等)等の所持と危険な玩具での遊び
カ 情報端末等でのわいせつな画像の所持、有害図書・ビデオ等の観聴
キ 危険な場所での遊泳や釣り、スケートボード
ク 友人間での金銭及びの貸し借り、物品の売買(CDやゲームソフト等)
ケ 火遊び(激しい音の出る爆竹やロケット花火を含む)など

(3) アルバイトについて

①アルバイトは、禁止とする。特に必要な場合には、学級担任を通じて、校長の承認を受ける。

(4) その他

- ▶ 登下校時等に事故が発生した場合や不審者に遭遇した場合は、①子ども 110 番の家に駆けこんだり、②その場を離れたりする等、まず安全を確保してすぐ警察（110 番）や救急（119 番）に通報し、③その後、学校へ連絡ください。（田代中電話：0942-83-2758）
- ▶ 旅行などで「学生割引証」を申請する場合は、生徒証明書を持参の上、担任を通じて本校事務室職員お申し出ください。
- ▶ その他、人権上配慮が必要なこと、特別の事情等があることなどは、担任等にご相談ください。